

県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（中小企業支援課）…………… 1
- 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（都市計画・モノ  
レール課）…………… 2

### 告 示

- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金の承認（ものづくり振興課）…………… 2
- 沖縄バイオ産業振興センターの利用料金の承認（ものづくり振興課）…………… 5
- 県道の供用の開始・3件（道路管理課）…………… 5

### 公 告

- 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）…………… 6

### 訓 令

- 沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令（管財課）…………… 7

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 7
- 沖縄県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程…………… 8

### 海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項…………… 8

### 内水面漁場管理委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項…………… 13

## 規 則

沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第57号

#### 沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

沖縄県中小企業高度化資金貸付規則（平成24年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第12号中「第9条第2項」を「第15条第2項」に改める。

別表第1の11の項貸付対象事業の欄及び12の項貸付対象事業の欄中「、同号ロに掲げる認定基盤施設計画」を削り、「同号ハ」を「同号ロ」に、「同号ニ」を「同号ハ」に改め、同表13の項貸付対象事業の欄及び14の項貸付対象事業の欄中「第15条第1項第24号」を「第15条第1項第25号」に改める。

第1号様式中「市町村長の」を「市町村長が交付する」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（認定基盤施設計画に基づき実施する事業に係る高度化資金に関する経過措置）

2 この規則の施行前に中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（令和元年経済産業省令第20号）第5条の規定による改正前の独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号）第36条第1号ロに規定する認定基盤施設計画に基づいて実施する事業に係る資金として貸し付けられた高度化資金については、なお従前の例による。

沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年9月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第58号**

**沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第71号）の施行期日は、令和元年9月30日とする。

**告 示**

**沖縄県告示第341号**

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）第15条第3項の規定により、次のとおり沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金を承認した。

令和元年9月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
- 2 指定管理者 バイオセンター運営共同体  
代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎7番地7  
株式会社久米電装 那覇市久米2丁目16番25号
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額  
(1)ア 施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
第1会議室	1室1時間につき	610円
第2会議室	1室1時間につき	450円
第3会議室	1室1時間につき	680円
小会議室	1室1時間につき	110円
研修室	1室1時間につき	1,060円
研究室	1平方メートル1月につき	2,200円
実証室	1平方メートル1月につき	830円

イ 研究室及び実証室の継続利用年度別利用料金

継続利用年度	単位	利用料金の額	
		研究室	実証室
入居年度（初めて利用の許	1平方メートル1月につき	2,310円	871円

可を受けた年度をいう。以下同じ。) から起算して5年度を経過した年度			
入居年度から起算して6年度を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,420円	913円
入居年度から起算して7年度を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,530円	954円
入居年度から起算して8年度を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,640円	996円
入居年度から起算して9年度以上を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,750円	1,037円

(2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研修室等	液晶プロジェクター	一式1時間につき	1,280円
	アンプ	同	500円
	ワイヤレスマイク	同	400円
会議室等	第1会議室冷房設備	1時間につき	400円
	第2会議室冷房設備	同	290円
	第3会議室冷房設備	同	450円
	小会議室冷房設備	同	80円
	研修室冷房設備	同	710円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
分析機器室等	自動細胞解析装置	一式1時間につき	3,010円
	蛍光マイクロプレートリーダー	同	330円
	可視・紫外分光光度計	同	170円
	蛍光分光光度計	同	620円
	高速液体クロマトグラフ	同	940円
	キャピラリー型高速液体クロマトグラフ	同	1,150円
	タンデム型質量分析装置	同	3,090円
	G C-質量分析装置	同	1,260円
	F T-赤外分光光度計	同	580円
	遠心分離器	同	350円
	純水・超純水製造装置	同	290円
	製氷器	同	160円
	ウサギ用自動飼育ユニット	同	590円
	ラット用自動飼育ユニット	同	640円
	マウス用自動飼育ユニット	同	610円
	DNAシーケンサー	同	3,020円
	蛍光イメージスキャナー	同	170円
	バイオアナライザー	同	710円
	プロテインシーケンサー	同	2,570円
	T O F-質量分析装置	同	2,800円
	核磁気共鳴装置	同	3,520円
	飛行時間型タンデム質量分析装置	同	7,340円
	液体クロマト四重極質量分析装置	同	5,830円
	円二色性分散計	同	2,890円
	光散乱検出高速液体クロマトグラフ	同	1,890円
	タンパク質解析用高速液体クロマトグラフ	同	1,910円
	旋光計	同	670円
試験研究用凍結乾燥機	同	250円	
クリーンベンチ	同	220円	
オートクレーブ	同	240円	
アミノ酸分析装置	同	850円	

	蛍光顕微鏡	同	710円
	分取高速液体クロマトグラフ	同	640円
	キャピラリー電気泳動装置	同	600円
	水分活性測定装置	同	260円
	リアルタイムPCR	同	240円
	レオメーター	同	220円
	超高速液体クロマトグラフ	同	1,110円
	走査型電子顕微鏡	同	420円
実証室	抽出装置（高速かくはんタンク）	同	620円
	連続遠心分離器	同	2,800円
	限外ろ過装置	同	1,980円
	電気透析装置	同	2,370円
	ストレージタンク	同	440円
	逆浸透膜濃縮装置	同	2,790円
	連続殺菌装置	同	2,090円
	充填包装機	同	2,260円
	イオンクロマトグラフ	同	850円
	粗粉粉碎機	同	460円
	微粒粉碎機	同	830円
	滅菌装置	同	1,580円
	大型純水製造装置	同	1,060円
	打錠試験機	同	1,740円
	ニーダー	同	590円
	顆粒機	同	780円
	培養タンク	同	1,520円
	ディスク型遠心分離器	同	1,660円
	実証用凍結乾燥機	同	3,960円
	ドラム式製麺装置	同	2,350円
	ジャーファーマンター（90リットル）	同	2,320円
	ジャーファーマンター（600リットル）	同	1,040円
	小型凍結乾燥機	同	1,510円
	送風定温乾燥機	同	110円
	冷却水循環装置	同	50円
	液体充填機	同	360円
	X線異物検出機	同	320円
	低温乾燥機	同	270円
	データロガー	同	190円
	電解水生成装置	同	20円
	粉体殺菌装置	同	2,980円
	超高温液体加熱処理装置	同	1,550円
	粉碎器	同	570円
	粉末自動充填機	同	430円
	回転ドラム乾燥機	同	230円
	乳化分散機	同	230円
	急速冷凍装置	同	140円

備考

- 1 利用料金が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 4 4(1)アの施設利用料金にかかわらず、研究室又は実証室について、入居年度から起算して5年度を超える年度にわたり継続して利用する者のこれらの利用に係る令和2年4月1日以降の利用料金の額は、4(1)イの研究室及び実証室の継続利用年度別利用料金の額とする。ただし、同日において入居年度から起算して6年度を超える年度にわたり継続して研究室又は実証室を利用する者については、同日において入居年度から起算して5年度を経過した年度にわたり継続してこれらを利用する者とみなす。

して、同日以後、同表の規定を適用する。

**沖縄県告示第342号**

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）第13条第3項の規定により、次のとおり沖縄バイオ産業振興センターの利用料金を承認した。

令和元年 9 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄バイオ産業振興センター
- 2 指定管理者 バイオ産業振興センター運営共同体  
代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎7番地7  
株式会社久米電装 那覇市久米2丁目16番25号
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
事業支援室	1 平方メートル1月につき	2,400円
研究室	1 平方メートル1月につき	2,400円
実証棟	1 平方メートル1月につき	830円
駐車場	1 台1月につき	3,130円

備考

- 1 利用の期間が1月末満である場合又は利用の期間に1月末満の端数がある場合には、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

**沖縄県告示第343号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県都市モノレール建設事務所において、令和元年9月27日から同年10月10日まで一般の縦覧に供する。

令和元年 9 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 路線名 浦添西原線
- (2) 供用開始の区間 浦添市前田二丁目2038番4から浦添市前田二丁目2025番1まで
- (3) 供用開始の期日 令和元年9月30日
- 2 (1) 路線名 浦添西原線
- (2) 供用開始の区間 浦添市前田二丁目1836番3から浦添市前田三丁目1582番6まで
- (3) 供用開始の期日 令和元年9月30日

**沖縄県告示第344号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県都市モノレール建設事務所において、令和元年9月27日から同年10月10日まで一般の縦覧に供する。

令和元年 9 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 浦添西原線
- 2 供用開始の区間 西原町字徳佐田2番3から西原町字徳佐田7番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月30日

#### 沖縄県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県都市モノレール建設事務所において、令和元年9月27日から同年10月10日まで一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 浦西停車場線
- 2 供用開始の区間 浦添市前田三丁目1671番2から西原町字徳佐田2番3まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月30日

## 公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年9月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時及び場所
  - (1) 日時 令和元年10月28日から同月31日まで及び同年11月5日から同月22日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 場所 沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地5）
- 2 対象となる家畜の種類 山羊
- 3 受講手続 受講願書は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長に令和元年10月2日までに提出すること。
- 4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-84-4111）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年9月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月14日 沖縄県指令土第899号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長浜崎原864番9の一部及び864番23の一部ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市上之屋1丁目3番25号コンフォート新都心602 堀切健士
- 5 検査済証番号 令和元年9月4日 第4581号
- 6 工事完了年月日 令和元年8月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年9月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年5月20日 沖縄県指令土第386号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字前原前原90番1ほか3筆
- 3 公共施設 緑地
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目25番7号 株式会社大石企画 代表取締役 大石堅治
- 5 検査済証番号 令和元年9月6日 第4582号
- 6 工事完了年月日 令和元年8月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年9月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年8月10日 沖縄県指令土第628号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字東仲宗根626番1及び628番11
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路及び公園
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市大里字稲嶺933番地1 1F ARCHI・DO株式会社 代表取締役 謝花一
- 5 検査済証番号 令和元年9月6日 第4583号
- 6 工事完了年月日 令和元年8月8日

## 訓 令

### 沖縄県訓令第25号

知 事 部 局

沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令

沖縄県普通財産貸付規程（昭和53年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第9号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月27日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

#### 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,200円」を「5,380円」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

### 沖縄県病院事業局管理規程第10号

沖縄県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月27日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

#### 沖縄県病院事業局固定資産管理規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局固定資産管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「使用目的の」を削り、「右欄に掲げる額」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加え、同項ただし書中「、前項」を「、同項」に改める。

別表第1中  $\frac{108}{100}$  を  $\frac{110}{100}$  に改める。

別表第2を次のように改める。

#### 別表第2（第23条関係）

売店	月間売上高（消費税額及び地方消費税額を除く。）の100分の6に相当する額
テレビカード	月間売上高（消費税額及び地方消費税額を除く。）の100分の10に相当する額
自動販売機	月間売上高（消費税額及び地方消費税額を除く。）の100分の10に相当する額
レストラン	月間売上高（消費税額及び地方消費税額を除く。）の100分の2に相当する額

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の沖縄県病院事業局固定資産管理規程の規定は、この規程の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料については、なお従前の例による。

## 海区漁業調整委員会事項

### 沖縄海区漁業調整委員会指示31第4号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年9月27日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金城 明 律

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第2 沖縄海区において、令和元年10月1日から同月31日まで及び令和2年6月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。ただし、試験研究機関による研究目的の申請について、沖縄海区



漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

（操業の承認）

第3 ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船を示して、令和元年10月15日までにソデイカはえ縄漁業操業承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認の対象者）

第4 第3の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成30年に委員会の承認を受けた者で、平成30年11月1日から令和元年6月30日までの間において、ソデイカはえ縄漁業の操業実績を有するもの
- (2) 病気療養又は漁船使用不可等の理由により平成30年11月1日から令和元年6月30日までの間において、ソデイカはえ縄漁業の操業ができなかった者で、平成30年に委員会の承認を受けていたもの
- (3) ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため、特に必要と認められる者

（承認証の交付）

第5 委員会は、第3若しくは第6の規定によりソデイカの採捕の承認をしたとき、又は第7の規定により申請があったときは、ソデイカはえ縄漁業操業承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認内容の変更）

第6 第3の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の再交付）

第7 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（操業を承認しない場合）

第8 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上の漁船について申請した場合
- (4) 廃業届を提出した者から申請があった場合

（ソデイカはえ縄漁業の制限）

第9 ソデイカはえ縄漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。
- (2) 操業で使用する擬餌針の数は、1漁船につき350針以内とする。

（ソデイカ旗流し漁業の制限）

第10 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

（承認証の漁船への備付け）

第11 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を操業する場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

（承認旗章の掲揚）

第12 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操業中は、承認旗章（第5号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

（承認の承継）

第13 操業の承認の承継は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 承認を受けた者が死亡し、又は廃業したときに、当該漁業を操業する者（承認を受けた者の親族に限る。）が承継する場合

(2) 承継による申請が、承認を受けた者が死亡し、又は廃業した日から2年以内に行われた場合  
(廃業届の提出)

第14 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届（第6号様式）に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

(操業実績の報告)

第15 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業操業報告書（第7号様式）を令和2年8月31日までに、委員会に提出しなければならない。

(制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止)

第16 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までとする。

第1号様式（第3関係）

ソデイカはえ縄漁業操業承認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
住所		
氏名		印
沖縄海区漁業調整委員会指示31第4号に基づき、下記のとおりソデイカはえ縄漁業操業の承認を受けたいので申請します。		
記		
1 操業区域		
2 漁具（擬餌針数）		
3 使用する漁船		
(1) 船名		
(2) 漁船登録番号	ON	—
(3) 総トン数		

注 実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

第2号様式（第5関係）

承認番号 沖調S 第 号	
ソデイカはえ縄漁業操業承認証	
住所	
氏名	
1 操業区域	
2 操業期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 漁船	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
4 承認の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 制限又は条件	
年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会 会 長	
印	

第3号様式 (第6関係)

ソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。

記

1 承認番号 沖調S 第 号

2 船名

3 変更しようとする事項

項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容

4 変更しようとする時期 年 月 日

5 変更しようとする理由

注 住所変更の際は、住民票抄本を添付すること。

第4号様式 (第7関係)

ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

ソデイカはえ縄漁業操業承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。

なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。

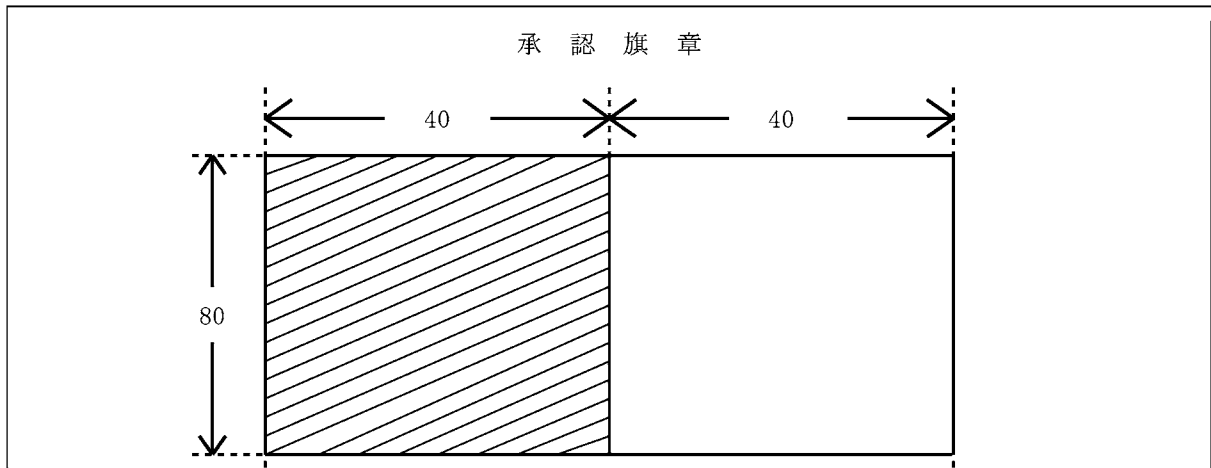
記

1 承認番号 沖調S 第 号

2 船名

3 亡失（毀損）の理由

第5号様式 (第12関係)





注1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は白である。

2 数字はセンチメートルを示す。

第6号様式（第14関係）

ソデイカはえ縄漁業廃業届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので届け出ます。

記

1 承認番号 沖調S 第 号

2 船名

3 廃業の理由

第7号様式（第15関係）

ソデイカはえ縄漁業操業報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

年 月から 年 月までにおけるソデイカはえ縄漁業の操業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 承認番号 沖調S 第 号

2 船名

3 乗組員数 名

4 操業状況

水揚月	漁獲数量 (kg)	備 考
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		

注 第7号様式の別紙を添付すること。

第7号様式の別紙

船名：

操業月日	漁場位置 (投縄位置) (北緯、東経)	擬餌針数 (本)	漁獲数量 (尾数)	漁獲数量 (kg)
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

注 「漁場位置」、「擬餌針数」及び「漁獲数量（尾数及びkg）」については、漁獲がなかった場合にも記入すること。

### 内水面漁場管理委員会事項

**沖縄県内水面漁場管理委員会指示31第1号**

沖縄県の内水面におけるリュウキュウアユの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年9月27日

沖縄県内水面漁場管理委員会  
会長 立 原 一 憲

(定義)

第1 リュウキュウアユとは、サケ目キュウリウオ亜目アユ科リュウキュウアユをいう。

(採捕水域の制限)

第2 名護市、今帰仁村、大宜味村、国頭村及び東村における内水面（名護湾に流入する河川を除く。）及び海面につながる河口付近（河口中央から半径3キロメートル以内の波打ち際の水域をいう。以下「河口」という。）において、リュウキュウアユを採捕してはならない。ただし、次の各号のいずれかにより行う採捕については、この限りでない。

(1) 沖縄県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が承認した場合

(2) 第3の第1号に掲げる者が、次のいずれかにより行う採捕

ア 6月から10月までの期間において河口で行う採捕

イ たも網、さで網、カニカゴ、もんどり、セルビン及びどう並びに4月から10月までの期間においてサーバーネットを用いて行う採捕

(承認の対象者)

第3 承認の対象者は、次に掲げる者に限る。

(1) 試験及び研究の用に供しようとする者

(2) 増殖又は養殖のための種苗生産に供しようとする者

(3) 保護のために採捕しようとする者

(4) 特に必要と認められる者

(承認申請)

第4 第2の第1号の規定による承認を受けようとする者は、リュウキュウアユ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

第5 委員会は、第2の第1号若しくは第8のただし書の規定により承認をしたとき、又は第9の規定により申請があったときは、リュウキュウアユ採捕承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

(承認証の携帯)

第6 第5の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、リュウキュウアユを採捕しようとする

る場合は、承認証を携帯しなければならない。

(制限又は条件)

第7 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付すことができる。

2 承認を受けた者は、採捕したリュウキュウアユを承認を受けた目的以外の用途に供してはならない。

(承認内容の変更)

第8 承認を受けた者が、リュウキュウアユ採捕承認申請書(第1号様式)の記載事項を変更するときは、リュウキュウアユ採捕承認変更申請書(第3号様式)を委員会に提出しなければならない。ただし、採捕する尾数、採捕期間、採捕する場所又は使用する漁具若しくは漁法のいずれかを変更する場合は、委員会の承認を受けなければならない。

(承認証の再交付申請)

第9 承認を受けた者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、速やかにリュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第10 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕期間が終了した月の翌月末日までに、リュウキュウアユ採捕実績報告書(第5号様式)を委員会に提出しなければならない。

(所持及び販売の禁止)

第11 何人も承認を受けないで採捕されたリュウキュウアユ(その受精卵からふ化した稚仔魚及びリュウキュウアユの加工品を含む。)の所持及び販売をしてはならない。

(承認の変更、取消し又は採捕停止等)

第12 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示に違反したときは、承認の内容を変更し、承認を取り消し又はリュウキュウアユの採捕を停止させることができる。

(承認の追認)

第13 沖縄県内水面漁場管理委員会指示28第1号の指示により承認を受けた者は、承認証に記載された期日までその承認が有効であるものとみなす。

(電子情報処理組織による手続等)

第14 委員会は、この指示の規定により行わせ、又は行うこととしている手続等については、電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をするもの又は処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせ、又は行うことができる。この場合において、行われた手続等については、この指示の規定に規定する書面等により行われたものとみなす。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までとする。

第1号様式(第4関係)

リュウキュウアユ採捕承認申請書

年 月 日

沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名) 印

沖縄県内水面漁場管理委員会指示31第1号に基づき、下記によりリュウキュウアユの採捕承認を受けたいので申請します。

記

1 採捕の目的

2 採捕する尾数

3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 採捕する場所

5 使用する漁具及び漁法

6 採捕に従事する者の住所及び氏名

注 試験研究、増殖又は養殖等の概要説明書（様式は任意）を添付すること。

第 2 号様式（第 5 関係）

承認番号 沖内水委第	号
リュウキュウアユ採捕承認証	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）	
1 採捕の目的 2 採捕する尾数 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 採捕する場所 5 使用する漁具及び漁法 6 採捕に従事する者の住所及び氏名 7 制限又は条件	
年 月 日	沖縄県内水面漁場管理委員会 会 長 印

第 3 号様式（第 8 関係）

リュウキュウアユ採捕承認変更申請書		
年 月 日		
沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿		
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） 印		
沖縄県内水面漁場管理委員会指示 31 第 1 号に基づくリュウキュウアユの採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。 記		
1 承認番号 2 変更しようとする事項		
項 目	変更前	変更後
3 変更しようとする理由		

注 変更内容の概要説明書（様式は任意）を添付すること。

第 4 号様式（第 9 関係）

リュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書	
年 月 日	
沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） 印	
下記のとおり、リュウキュウアユ採捕承認証を（ 亡失・毀損 ）したので、承認証の再交付を申請します。 なお、後日、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。	

	記	
1 承認番号		
2 亡失又は毀損した年月日	年 月 日	
3 亡失又は毀損した理由		

**第5号様式（第10関係）**

リュウキュウアユ採捕実績報告書	
	年 月 日
沖縄県内水面漁場管理委員会会長 殿	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） 印
沖縄県内水面漁場管理委員会指示31第1号に基づき承認されたリュウキュウアユの採捕について、下記のとおり、実績を報告します。	
	記
1 承認番号	
2 採捕した場所	
3 採捕した尾数	
4 採捕に用いた漁具及び漁法	
5 その他（所見）	

注 試験研究目的の採捕の場合は、試験研究成果の概要報告書（様式は任意）を添付すること。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---